

雇 児 発 0530 第 1 号
平成 26 年 5 月 30 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
(公 印 省 略)

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について

平成 24 年 8 月 22 日に公布された子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 24 年法律第 67 号）による改正後の児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 34 条の 8 の 2 第 2 項の規定に基づく放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号。以下「基準」という。）が本年 4 月 30 日に公布されたところであるが、基準の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、御了知の上、貴管内市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）に周知を図るとともに、その運用に遺漏のなきようにされたい。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

記

第一 基準の内容

1 総論関係

(1) 基準の区分（基準第 1 条第 1 項）

基準第 1 条第 1 項は、基準のうち、放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数（基準第 10 条（第 4 項を除く。）及び附則第 2 条）については従うべき基準、その他の事項については参酌すべき基準と区分することを定めるものである。

(2) 基準の目的及び向上（基準第 1 条第 2 項及び第 3 項）

① 基準第 1 条第 2 項は、基準は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の監督に属する放課後児童健全育成事業を利用している児童（以下「利用者」という。）

が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとするものである。

- ② 同条第3項は、厚生労働大臣は、基準を常に向上させるよう努めるものとするものである。

(3) 最低基準の目的及び向上（基準第2条及び第3条）

- ① 基準第2条は、法第34条の8の2第1項の規定により市町村（特別区を含む。以下同じ。）が条例で定める基準（以下「最低基準」という。）は、利用者が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとするものである。
- ② 基準第3条第1項は、市町村長は、その管理に属する法第8条第4項に規定する市町村児童福祉審議会を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する放課後児童健全育成事業を行う者（以下「事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができるものとするものである。
- ③ 基準第3条第2項は、市町村は、最低基準を常に向上させるよう努めるものとするものである。

(4) 最低基準と事業者（基準第4条）

基準第4条は、事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならないとともに、最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならないとするものである。

(5) 放課後児童健全育成事業の一般原則（基準第5条）

- ① 基準第5条第1項は、放課後児童健全育成事業における支援の目的について定めるものである。放課後児童健全育成事業における「支援」は、放課後児童健全育成事業の対象となる児童について、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行わなければならないものとするものである。
- ② 同条第2項から第5項までは、事業の一般原則として、
- ・ 利用者の人権への配慮、人格を尊重して運営すること
 - ・ 地域社会との交流及び連携、児童の保護者及び地域社会に対する運営内容の説明に努めること
 - ・ 運営の内容についての自己評価、結果の公表に努めること

- ・ 放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「事業所」という。）の構造設備について、採光、換気等利用者の保健衛生及びこれらの者に対する危害防止に十分な配慮を払って設けなければならないことについて定めるものである。

（6）事業者と非常災害対策（基準第6条）

- ① 基準第6条第1項は、消火用具、非常口等非常災害に必要な設備の設置、非常災害に対する具体的計画の策定、訓練の実施に努めなければならないとするものである。各事業所においては、防災マニュアル等を備えておくことが望ましい。
- ② 同項第2項は、訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、定期的にこれを行わなければならないとするものである。

ここでの「定期的」な訓練の実施については、一定の継続性が必要であることや、小学校の学期の区切りにおいて児童の入れ替わりが想定されること等諸般の事情を考慮し、少なくとも年2回以上実施することが望ましい。

（7）事業者の職員の一般的要件（基準第7条）

- 基準第7条は、放課後児童健全育成事業において利用者の支援に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならないものである。
- ここでの「利用者の支援に従事する職員」には、放課後児童支援員（3の（1）及び（3）参照）だけでなく、補助員（3の（2）参照）も含まれるものである。

（8）事業者の職員の知識及び技能の向上等（基準第8条）

- ① 基準第8条第1項は、事業者の職員は、常に自己研鑽^{さん}に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならないものとするものである。
- ② 同条第2項は、事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならないとするものである。

2 設備に関する基準

（1）専用区画の設置（基準第9条第1項）

基準第9条第1項に規定する「専用区画」とは、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画をいい、「区画」とは、部屋又は間仕切り等で区切られたスペースをいうものである。ここでの「遊び及び生活の場」とは、児童にとって安心・安全であり、静かに過ごせる場をいうものであり、体育館など、体を動かす遊びや活動を行う場とは区分すること。

なお、「専用区画」に静養スペースがなく、別の部屋に設置されている場合でも、

「静養するための機能」を備えていると取り扱って差し支えないが、例えば、静養が必要な利用者がある場合にのみ保健室を開放するような場合に、当該保健室の面積を専用区画の面積の算定の基礎に含めることは適当でない（(2) 参照）。

(2) 専用区画の面積（基準第9条第2項）

基準第9条第2項の「児童1人につきおおむね1.65㎡以上」とは、専用区画の面積を児童の数で割った値をいうものである。ここでの「児童の数」の考え方については、3の(4)の「児童の数」と同義である。

専用区画は、(1)のとおり、利用者の生活の場としての機能が十分に確保される場所であることが必要であるため、事務室、便所等は含まない。

(3) 専用区画等の考え方（基準第9条第3項）

基準第9条第3項の「放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない」とは、原則として、事業所を開所している時間帯を通じて専用区画等を放課後児童健全育成事業の専用とすることをいうものであり、事業所を開所していない時間帯に他の事業等に利用することを妨げるものではない。

また、同項の「利用者の支援に支障がない場合」とは、例えば、放課後子供教室など、全ての児童を対象にした事業等と一体的に実施する際に、利用者が利用者以外の児童と共に遊びや生活の時間を過ごす場合が考えられる。この場合でも、専用区画の面積については、利用者の数を基礎として算定されるものであることから、利用者の生活の場としての機能が十分担保されるよう、例えば、全ての児童を対象としたプログラムを実施する際には、専用区画の他に必要な場所を活用するなど、十分配慮した運営を行うこと。

(4) 専用区画等の衛生及び安全（基準第9条第4項）

基準第9条第4項は、専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならないとするものである。

3 職員に関する基準

(1) 放課後児童支援員の配置（基準第10条第1項）

基準第10条第1項は、事業者は、事業所ごとに、放課後児童支援員（(3) 参照）を置かなければならないとするものである。具体的な配置基準については、同条第2項で定めている（(2) 参照）。

(2) 放課後児童支援員の数（基準第10条第2項）

基準第10条第2項は、職員の配置基準を定めるものである。放課後児童支援員は、(4)の「支援の単位」ごとに2人以上置くこととするが、その1人を除き、補助員

(放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。以下同じ。)をもってこれに代えることができるものとする。

なお、事業所を開所している時間帯を通じて、同項の基準を満たす必要がある。

(3) 放課後児童支援員の資格(基準第10条第3項)

基準第10条第3項は、放課後児童支援員の資格要件について定めるものである。放課後児童支援員の資格は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第38条第2項に規定する「児童の遊びを指導する者」の資格を有する者(同項各号のいずれかに該当する者)であって、都道府県知事が行う研修を修了した者を基本としているが、具体的には、基準第10条第3項各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものとする。なお、「都道府県知事が行う研修」については、本年夏頃を目途に別途お示しする予定である。

同項第9号については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条第2項各号では定められていないが、放課後児童健全育成事業が児童と継続的に関わる事業であることに鑑み、資格要件の一つとして設けたものである。この「放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者」とは、放課後子供教室に継続的に従事していた者など、遊びを通じて児童と継続的な関わりを持った経験のある者をいうものである。

(4) 支援の単位(基準第10条第4項)

基準第10条第2項の「支援の単位」とは、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、児童の集団の規模を表すものである。

また、一の支援の単位を構成する「児童の数」とは、放課後児童健全育成事業が毎日利用する児童と週のうち数日を利用する児童との双方が考えられる事業であることに鑑み、毎日利用する児童(継続して利用することを前提に申込みをした児童)の人数に、一時的に利用する児童(塾や習い事、保護者のパート就労等により週のうち数日を利用することを前提に申込みをした児童)の平均利用人数を加えた数をいうものである。

なお、ここでの「平均利用人数」は、登録時の利用希望日数を基に算出する。

(5) 職員の考え方(基準第10条第5項)

基準第10条第5項の「支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない」とは、原則として、支援の提供時間帯を通じて他の職務に従事しないことをいう。

同項の「利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない」とは、例えば、利用者が20人未満の小規模の事業所について、最低1人の放課後児童支援員が専任であって、その1人を除く放課後児童支援員又は補助者(以下「放課後児童支援員等」と

いう。)が同一敷地内にある他の事業所、施設等の業務と兼務しており、当該職員が利用者の安全管理等を行うことができる環境にある場合が考えられる。

また、放課後子供教室など、全ての児童を対象にした事業等と一体的に実施する場合についても、放課後児童支援員等は利用者の支援を行うものであるため、例えば、放課後子供教室と一体的に実施する場合には、当然、放課後子供教室のプログラムの実施や安全管理等を行う人材が必要となるものであり、放課後児童支援員等が放課後子供教室に従事する者の代替となることは認められない。

ただし、一体的に事業を実施する場合には、利用者が利用者以外の児童と共に遊びや生活の時間を過ごすことが望ましいことから、上記のとおり、両事業において適切な人数の職員が配置されている場合に、放課後子供教室等に従事する者と協力し、放課後児童支援員等が利用者以外の児童の安全管理等を合わせて行うことを妨げるものではない。

4 運営に関する基準

(1) 利用者を平等に取り扱う原則（基準第 11 条）

基準第 11 条は、事業者に対し、利用者の国籍、信条又は社会的身分によって、差別的な取扱いをすることを禁止するものである。

(2) 虐待等の禁止（基準第 12 条）

基準第 12 条は、事業者の職員に対し、利用者に対して法第 33 条の 10 各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為を禁止するものである。

(参考) 児童福祉法第 33 条の 10

第 33 条の 10 この法律で、被措置児童等虐待とは、小規模住居型児童養育事業に従事する者、里親若しくはその同居人、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設の長、その職員その他の従業者、指定医療機関の管理者その他の従業者、第 12 条の 4 に規定する児童を一時保護する施設を設けている児童相談所の所長、当該施設の職員その他の従業者又は第 33 条第 1 項若しくは第 2 項の委託を受けて児童に一時保護を加える業務に従事する者（以下「施設職員等」と総称する。）が、委託された児童、入所する児童又は一時保護を加え、若しくは加えることを委託された児童（以下「被措置児童等」という。）について行う次に掲げる行為をいう。

- 一 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前二号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。
- 四 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(3) 衛生管理等（基準第 13 条）

- ① 基準第 13 条第 1 項は、事業者は、利用者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならないとするものである。
- ② 同条第 2 項は、事業者は、事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならないとするものである。
- ③ 同条第 3 項は、事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適切に行わなければならないとするものである。

(4) 運営規程（基準第 14 条）

基準第 14 条は、事業者は、事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならないとするものである。これは、事業の適切な運営や利用者に対する適切な支援の提供を確保するため、同条第 1 号から第 11 号までに掲げる事項を内容とする規定を定めることを事業所ごとに義務付けたものである。

① 職員の職種、員数及び職務の内容（第 2 号）

当該事業所の職員の職種（放課後児童支援員、補助員等）ごとに、員数、職務の内容を定めること。

② 支援の内容及び当該支援の提供により利用者の保護者が支払うべき額（第 4 号）

「利用者の保護者が支払うべき額」には、利用料のほか、おやつ代、傷害保険料等、利用料以外にも支払うべき額がある場合には、当該額についても含まれるものである。

③ 利用定員（第 5 号）

利用定員は、事業所において、同時に支援の提供を受けることができる児童の数の上限をいうものである。なお、複数の支援の単位が設置されている場合には、当該支援の単位ごとに利用定員を定めること。

④ 通常の事業の実施地域（第 6 号）

通常事業を実施しようとする範囲の目安を示すものであり、当該地域を越えて事業を実施することを妨げるものではない。

⑤ 事業の利用に当たっての留意事項（第 7 号）

利用者が事業を利用する際に留意すべき事項（設備の利用上の留意事項等）を指すものである。

⑥ 緊急時等における対応方法（第 8 号）

利用者に体調の急変が生じた場合等に、速やかに当該利用者の保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じることなどが考えられる。

⑦ 虐待の防止のための措置に関する事項（第 10 号）

虐待防止に関する責任者の配置等に係る必要な体制の整備、その職員に対する研

修の実施等が考えられる。

⑧ その他事業の運営に関する重要事項（第 11 号）

苦情解決の体制等事業の運営に関する事項を定めておくことが望ましい。

(5) 事業者が備える帳簿（基準第 15 条）

基準第 15 条は、事業者は、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならないとするものである。

(6) 秘密保持等（基準第 16 条）

- ① 基準第 16 条第 1 項は、事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならないとするものである。
- ② 同条第 2 項は、事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならないとするものである。

(7) 苦情への対応（基準第 17 条）

- ① 基準第 17 条第 1 項の「窓口を設置する等の必要な措置」とは、具体的には、
 - ・ 苦情受付の窓口を決めること
 - ・ 事業所内における苦情解決のための手続を明確化すること
 - ・ 苦情受付窓口及び苦情解決の手続について、利用者、職員等に対して周知すること

等の措置をいうものである。

- ② 同条第 3 項は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）上、都道府県社会福祉協議会の運営適正化委員会が福祉サービスに関する苦情の解決について相談等を行うこととされていることを受けて、運営適正化委員会が行う同法第 85 に規定する調査にできる限り協力することとするものである。

なお、苦情への対応に関しては、「児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令の施行について」（平成 12 年 8 月 22 日障第 615 号・老発第 598 号・児発第 707 号厚生省大臣官房障害保健福祉部長・老人保健福祉局長・児童家庭局長連名通知）の内容も参考にされたい。

(8) 開所時間及び日数（基準第 18 条）

基準第 18 条は、事業者は、

- ・ 小学校の授業の休業日（土曜日、日曜日、長期休業期間等）については 1 日につき 8 時間以上、
- ・ 小学校の授業の休業日以外の日（授業のある平日）については 1 日につき 3 時間以上

を原則として、事業所ごとに開所時間を定めることとするものである。

また、事業者は、1年につき250日以上を原則として、事業所ごとに開所日数を定めることとするものである。

(9) 保護者との連絡（基準第19条）

基準第19条は、事業者は、常に利用者の保護者と密接な連絡をとり、当該利用者の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならないとするものである。

(10) 関係機関との連携（基準第20条）

基準第20条は、事業者は、市町村、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならないとするものである。

特に、放課後児童健全育成事業の実施に当たっては、小学校等における利用者の状況と事業所における利用者の状況について、小学校等の教職員との情報共有を図ることが重要である。このため、事業者は小学校等との間で、定期的に情報連携を図ることが望ましい。ただし、個人情報の取扱いには留意が必要である。

(11) 事故発生時の対応（基準第21条）

基準第21条は、利用者が安心して支援の提供を受けられるよう、利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合の対応について定めるものである。

① 同条第1項は、事業者は、利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、市町村、当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならないとするものである。

② 同条第2項は、事業者は、利用者に対する支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならないとするものである。

このほか、以下の点に留意すること。

- ・ 事業者は、利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合の対応方法をあらかじめ定めておくことが望ましいこと
- ・ 事業者は、賠償すべき事態において速やかに事業を行うため、損害賠償保険に加入しておくことが望ましいこと
- ・ 事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じることが求められること

5 経過措置（基準附則第2条）

基準附則第2条は、基準の施行の日から平成32年3月31日までの間、基準第10条第3項の規定の適用については、「都道府県知事が行う研修を修了したもの」に、平成32年3月31日までに研修を修了することを予定している者を含めるものとするものである。

第二 施行期日

基準は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 24 年法律第 67 号）の施行の日から施行する。